■個人情報の保護

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う方が情報を不当に提供した場合は処罰の対象になります。

個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではとの懸念の声がありますが、安心・安全に利用していただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する対策を行っています。

制度面の保護措置

法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、第三者機関が、適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

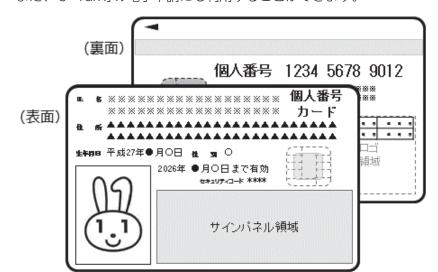
システム面の保護措置

個人情報は、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理されます。また、行政機関同士で情報のやりとりをする場合は、マイナンバーを直接使わないようにしたり、アクセスできる方を制限したり、情報を暗号化するなどの措置を行います。

■個人番号カード

10月に、市からマイナンバーが記された「通知カード」が送付されます。通知カードを受け取った方は、同封の申請書に必要事項を記入し、市の窓口に提出することで「個人番号カード」を受け取ることができます。

個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、住基カードと同様のサービスを利用することができます。 また、e-Tax等の電子申請にも利用することができます。



- ●個人番号カードには、氏名、住所、 生年月日、性別、マイナンバー、写 真が表示されるほか、これらの事項 等がICチップに記載されます。
- ●カードには、所得の情報や病歴など のプライバシー性の高い個人情報は 記録されません。
- ●住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードと重複して 所持することはできません。

マイナンバーは一生使 うものです。大切にし ましょう。

《最新情報等問い合わせ先》

▷内閣官房ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html ※「マイナンバー」で検索してください。

▶コールセンター ☎0570-20-0178 (外国語☎0570-20-0291)

※9時30分~17時30分(平日のみ)



マイナンバー制度が始まります

複数の行政機関等に存在する個人番号を1つにまとめ、1人ひとりに12桁の番号を付番するマイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります。 今月号では、制度の概要をお知らせします。

▲霽称・マイナちゃん

●本庁舎企画政策課☎②1111 内2327

■現状と期待される効果

現在、行政機関等では、それぞれに個人を特定する番号を持っています。これらは共通のものでないため、異なる機関で同一人物と特定するのに時間が掛かっていました。そこで、複数の機関等にある個人情報を一つの番号で確認できるようにしようと、1人一つのマイナンバーが付番されることになりました。

マイナンバーは、行政運営を効率化し、市民の利便性を高め、公平かつ公正な社会の実現に有効なものとして期待されています。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、入力などに掛かる時間や労力が大幅に削減されるほか、複数の業務で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

市民の利便性の向上

毎年6月の児童手当の現況届の際に

市区町村にマイナンバーを提示します

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報の確認や、様々なサービスのお知らせを受け取ることもできるようになります。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、脱税や不正受給などの防止に役立つほか、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができるようになります。

■主な使用例

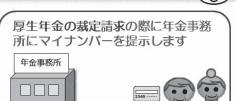
マイナンバーは、社会保障・税・災害対策で、法律や自治体の条例で定められた行政 手続きに使用します。

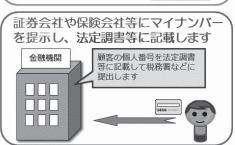
平成28年1月から、年金、 雇用保険、医療保険、生活保 護、福祉の給付、確定申告な どの手続きで提示が必要にな ります。

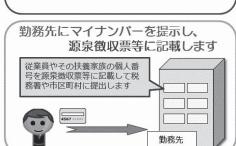
また、民間事業者でも社会 保険、源泉徴収事務など法律 で定められた範囲で取り扱わ れます。会社に勤めている方 や金融機関と取り引きがある 方は、会社等に本人や家族の マイナンバーを提示すること になります。

マイナンバーは次のような場面で使います。

市区町村







5